

児童扶養手当受給者の方へ 現況届を提出してください

11月分以降の支給額を決定するために現況届の手続きが必要です。書類を郵送しますので、受給者本人が8月31日(火)までに手続きをしてください。

⚠ 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にしていない児童を養育する家庭等の生活安定と自立を促進し、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

《支給対象者》

0歳から18歳(障害がある場合は20歳)の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童で、以下のいずれかに該当する児童を養育している方

- 父母が離婚している
- 父または母が死亡している
- 父または母に重度の障害がある
- 父または母に1年以上遺棄されている
- 父または母が1年以上拘禁されている
- 父または母が配偶者の暴力により裁判所からの保護命令を受けている
- 婚姻によらず生まれ、父または母からの養育を受けていない

※以下に該当する方は対象外です。

- 日本国内に住んでいない
- 児童を養育する父または母が婚姻、もしくは事実婚関係にある(頻繁な訪問や生計が同一の場合は、同居の有無に関わらず事実婚とみなします)
- 児童が児童福祉施設などに入所している

《申請時必要書類等》

- 本人確認書類(免許証・マイナンバーカード等)
- 申請者名義の通帳 申請者の年金手帳
- 請求者、支給対象児童、扶養義務者の個人番号がわかるもの 本籍地が市外の方は戸籍謄本

※世帯の状況で必要書類が異なります。

分類	支給額
全額支給	43,160円/月
一部支給	10,180円~43,150円/月

支給月	手当	所得審査
5月	3・4月分	平成31年(令和元年)所得に基づく手当額
7月	5・6月分	
9月	7・8月分	
11月	9・10月分	令和2年所得に基づく手当額
1月	11・12月分	
3月	1・2月分	

問子育て支援課 児童福祉係

☎お太助フォン 47-1283 📠 47-1282

特別児童扶養手当受給者の方へ 所得状況届を提出してください

特別児童扶養手当の受給者は、毎年「所得状況届」の手続きが必要です。書類を郵送しますので、9月10日(金)までに提出してください。

⚠ 特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある児童を監護している方に、世帯の経済的な安定と児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

《支給対象者》

20歳未満で、身体または精神に重度、または中度の障害があり、一定の介助等が必要な児童を監護する父母、もしくは養育している方。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いませんが、支給認定には医師が作成した診断書で審査を受ける必要があります。

※以下に該当する方は対象外です。

- 児童が児童福祉施設等に入所している
- 児童が障害を理由とする公的年金等を受給している
- 児童または支給申請者の住所が国内にない
- 支給対象者等に所得制限額以上の所得がある

《申請時必要書類等》

- 手続きに来た方の本人確認書類(免許証・マイナンバーカード等) 申請者名義の通帳
- 戸籍謄本(申請者、対象児童のもの)
- 所定の様式で書かれた医師の診断書(療育手帳・身体障害者手帳所持者は省略できる場合があります)
- 障害に関する手帳(児童が所持している場合)
- 世帯全員の個人番号がわかるもの

《支給月額》

1級(重度)	2級(中度)
52,500円/月	34,970円/月

問子育て支援課 児童福祉係

☎お太助フォン 47-1283 📠 47-1282

制度に関する
お知らせ

行政情報

ひとり親家庭等 医療費助成制度

対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》

18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の方(生計同一者全員が所得税非課税者、事実婚ではないなどの受給条件があります)

■ 医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…500円/日(医療機関ごとに月4日まで)
- ※月5日以降は自己負担がありません。
- 入院…500円/日(医療機関ごとに月14日まで)
- ※月15日以降は自己負担がありません。

■ 受給者証の更新

《受給者証有効期限》

7月31日

《更新手続き》

8月以降の資格認定には更新手続きが必要です。該当する方は、保険医療課医療保険年金係各支所窓口係で手続きをしてください。

※該当すると思われる一部の方には、6月下旬に申請手続きの案内を送付しています。

《申請時必要書類等》

- 健康保険証(本人、子どもの名前が入ったもの)
- 児童扶養手当の証書または遺族年金証書(受給者のみ)

問保険医療課 医療保険年金係

☎お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

民生委員・児童委員が変わりました

担当地区	担当者
甲田町 (宮崎・鳥居迫・土居迫・高柳・表長見山)	下田 妙子さん

⚠ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

重度障害者外出支援サービス お太助タクシーチケット

障害がある方の外出を支援するため、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付しています。

《対象者》 ※以下のいずれかの手帳所持者

- 身体障害者手帳(視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害程度等級が1~3級)
- 療育手帳(A・Aいずれか)
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)

※以下に該当する方は対象外です。

- 居住地特例で他市町の障害福祉サービスを利用している方
- 障害者通院交通費補助を利用している方
- 高齢者タクシー利用助成を利用している方

《チケット代金》

- 500円/1枚

《交付枚数》

- 8枚/1か月

(自動車税の減免を受けている方の交付枚数は4枚)

※申請月から当該年度3月分までをまとめて交付します。

問社会福祉課 障害者福祉係

☎お太助フォン 42-5615 📠 42-2130



問社会福祉課 社会福祉係

☎お太助フォン 42-5615 📠 42-2130